

国空安企第11号
令和元年5月14日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会
会長 井上 伸一 殿

国土交通省 航空局 安全部
安全企画課長 新垣 慶太



鳥衝突報告要領等の一部改正について

標記について、別添のとおり「鳥衝突報告要領(平成21年7月14日制定、国空用第91号)」及び「鳥衝突情報共有サイト利用要領(平成23年7月4日制定、国空用第3号)」を改正したので、貴会加盟の運航者等に対する周知の程よろしくお願い致します。

平成21年7月14日	制定	(国空用第91号)
平成22年2月12日	一部改正	(国空用第416号)
平成23年7月4日	一部改正	(国空用第2号)
平成27年9月16日	一部改正	(国空安保第406号)
平成29年5月1日	一部改正	(国空安企第23号)
令和元年5月14日	一部改正	(国空安企第11号)

国土交通省 航空局
安全部 安全企画課長

鳥衝突報告要領

1. 目的

この鳥衝突報告要領(以下、「要領」という。)は、主として空港及びその周辺における効果的な鳥衝突防止対策を講じるため、鳥衝突の報告方法を定め、また、国際民間航空条約(ICA0)の第14付属書第I巻9.4.2項に基づき、収集した報告のICA0のデータベース(IBIS: ICAO Birdstrike Information System)への登録方法を定めるものである。

2. 定義

この要領で使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「鳥衝突(バードストライク)」とは、航空機と鳥との衝突をいう。

なお、空港及びその周辺で鳥の死骸等が回収されず、かつ、機体点検においても損傷や痕跡が確認されなかった場合であっても、機長が衝撃、音等により鳥衝突と判断した場合は鳥衝突として扱う。

(2) 「鳥とのニアミス」とは、鳥と衝突のおそれがあったものをいう。

3. 適用

この要領は次の区域と飛行区分に適用される。

- (1) 本邦内の空港における駐機、地上走行、離陸滑走又は着陸滑走中
- (2) 本邦内の空港及びその周辺における上昇、降下又は進入中
- (3) 上記以外の福岡FIR内における航行中

4. 運航者又は機長がとるべき措置

運航者又は機長は、鳥衝突又は鳥とのニアミスがあった場合は、鳥衝突情報共有サイト(URL: <https://bird.cab.mlit.go.jp>)にインターネットを通じて接続することにより報告、若しくは6.により鳥衝突報告を作成し、次に掲げる時期に5.に示す機関あて電子メール、郵送又はファクシミリにより提出するものとする。

なお、鳥衝突情報共有サイトへの報告を行うためのユーザー登録その他の必要な手続等は別に定める。

(1) 航空機の顕著な損傷又は計画した飛行の変更を伴う鳥衝突にあつては、その都度、判明している事項について、できる限り速やかに

(2) (1)以外の鳥衝突又は鳥とのニアミスにあつては、月単位でとりまとめて翌月10日までに

また、整備士又は空港管理者からの航空機の損傷状況又は鳥の種類に係るより詳

細な情報を入力した場合は、(1)及び(2)の報告の後においても、入手した情報を送付するよう努めること。

5. 鳥衝突報告の提出先

外国運航者を含む全ての運航者

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 空港安全室

ファックス 03-3580-5233

E-mail: hqt-birdrep@gxb.mlit.go.jp

6. 鳥衝突報告様式記入要領

(1) 報告は、鳥衝突情報共有サイトに接続した際のウェブ画面上の報告様式に従って記載することとし、電子メール、郵送又はファクシミリにより報告する場合には原則として鳥衝突報告様式によること。なお、運航者が独自に様式を定める場合は、鳥衝突報告様式の項目が全て含まれていること。

※ 別添様式は、国土交通省のホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/koku/birdrep.html>) からダウンロードできる。

(2) 鳥衝突報告様式は日本語又は英語で記入すること。

(3) 「その他(詳細を記入)/other(specify)」欄は詳細に記入すること。

(4) 鳥とのニアミスの場合は「衝突を受けた航空機の部分/Parts of Aircraft」及び「鳥の数/Number of Birds」における「衝突/Struck」欄はチェックしないこと。

(5) 「鳥の種類/Bird Species」は可能な限り詳細に記入すること。

(6) 航空機の損傷を伴う鳥衝突(バードストライク)にあつては、「備考/Remarks」欄にできる限りコスト等を含めた詳細を記入するとともに、写真等を添付することが望ましい。

(7) 報告担当者の連絡先を明記すること。

7. IBISへの登録

航空局は、半年に1回、取りまとめた情報を国際民間航空機関が管理するデータベース(IBIS)に登録することとする。

附則(平成21年7月14日、国空用第91号)

本要領は、平成21年8月1日より適用する。

なお、本要領の適用をもって、通達「データベース化に伴う鳥衝突報告様式(依頼)(空用411号、平成11年12月7日)」及び通達「鳥衝突のデータベース化に伴う情報提供について(依頼)(空用第225号、平成12年5月29日)」は廃止する。

附則(平成22年2月12日、国空用第416号)

本改正要領は、平成22年3月11日より適用する。

附則(平成23年7月4日、国空用第2号)

本改正要領は、平成23年7月28日より適用する。

附則(平成27年9月16日、国空安保第406号)

本改正要領は、平成27年11月12日より適用する。

1

附則（平成29年5月1日、国空安企第23号）
本改正要領は、平成29年5月1日より適用する。

附則（令和元年5月14日、国空安企第11号）
本改正要領は、令和元年5月14日より適用する。

BIRD STRIKE REPORTING FORM

鳥衝突報告

鳥衝突 鳥とのニアミス
Birdstrike Near-miss

Operator 01/02
運航者 _____

Aircraft Make/Model 03/04
航空機型式 _____

Engine Make/Model 05/06
発動機型式 _____

Aircraft Registration 07
登録番号 _____

Date 08
日付 day month year
日 月 西暦

Local time 09
時刻 h : m JST(UTC +9hrs)
時 分

dawn day dusk night 10
薄明 昼間 薄暮 夜間

Aerodrome Name 11/12
空港名 _____

Runway Used 13
使用滑走路 _____

Location if En Route 14
発生場所 _____

Height AGL 15
地上よりの高さ _____ ft

Speed(IAS) 16
指示対気速度 _____ kt

Phase of Flight 17
衝突事故発生時の飛行区分
parked en route
駐機 巡航
taxi descent
タキシング 降下
take-off run approach
離陸滑走 進入
climb landing roll
上昇 着陸滑走

Part(s) of Aircraft 衝突を受けた航空機の部分

	Struck 衝突	Damaged 損傷
radome 18 レドーム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
windshield 19 ウィンドシールド	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
nose(excluding above) 20 ノーズ(上記のものを除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
engine 21 発動機番号	no.1 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	no.2 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	no.3 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	no.4 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
propeller 25 プロペラ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
wing/rotor 26 ウイング/ローター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
fuselage 27 胴体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
landing gear 28 着陸装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
tail 29 尾部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
lights 30 灯火	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
other(specify) 31 その他(詳細を記入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Effect on Flight
フライトへの影響

none 32
なし

aborted take-off 33
離陸中止

precautionary landing 34
目的地外着陸

engines shut down 35
発動機停止

other(specify) 36
その他(詳細を記入) _____

Sky Condition 37
天候状態

no cloud A
快晴

some cloud B
一部雲

overcast C
一面雲

Precipitation
降水

fog 38
霧

rain 39
雨

snow 40
雪

Bird Species 41
鳥の種類

sparrow <input type="checkbox"/>	swallow <input type="checkbox"/>	plover/sandpipe <input type="checkbox"/>
スズメ	ツバメ	チドリ/シギ
gull <input type="checkbox"/>	crow <input type="checkbox"/>	pigeon <input type="checkbox"/>
カモメ	カラス	ハト
egret <input type="checkbox"/>	kite <input type="checkbox"/>	other <input type="checkbox"/>
サギ	トビ	その他
unknown <input type="checkbox"/>	other(specify) _____	
不明	その他(鳥種を記入)	

Number of Birds 鳥の数(単位:羽)

Seen 視認	Struck 衝突
1 <input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> A
2-10 <input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> B
11-100 <input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> C
more <input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> D
多数	

Size of Bird 44
鳥の大きさ

small S
小(スズメ程度)

medium M
中(カモメ程度)

large L
大

unknown
不明

Pilot warned of Birds 45
パイロットへの警告の有無

yes Y
有

no N
無

Remarks 46/47
(describe damage, injuries/and other pertinent information)
備考
(航空機、人員の損害/負傷の状況、程度及びその他参考となる事項等)

fan blade damaged fan blade change
ファンブレード損傷 ファンブレード交換

engine change other(specify)
エンジン交換 その他(詳細を記入)

injuries (include cost as far as possible)
人員の負傷 (できる限りコスト等を含めること)

Airport Safety Office, Aviation Safety and Security Planning Division, Aviation Safety and Security Department, Civil Aviation Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, JAPAN
国土交通省航空局安全部安全企画課空港安全室

THIS INFORMATION IS REQUIRED FOR AVIATION SAFETY
本情報は航空の安全のために必要とされています。

operator's column 運航者欄	flight number 便名 _____	departure point 出発地 _____	arrival point 到着地 _____	name of reporter 担当者 _____	TEL 連絡先 _____
---------------------------	---------------------------	------------------------------	----------------------------	-------------------------------	------------------

平成23年7月 4日制定 (国空用第3号)
平成27年9月16日一部改正 (国空安保第406号)
平成29年5月 1日一部改正 (国空安企第23号)
令和 元年5月14日一部改正 (国空安企第11号)

国土交通省 航空局
安全部 安全企画課長

鳥衝突情報共有サイト利用要領

1. 目的

この要領は、国土交通省航空局に設置された鳥衝突情報共有サイト(以下「サイト」という。)にインターネットを通じて接続し、鳥衝突報告又は鳥衝突データベースの閲覧等を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において、使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「サイト利用者端末」とは、サイト利用者がインターネットを通じてサイトに接続できる電気通信設備をいう。
- (2) 「ユーザー名」とは、サイト利用者ごと別紙に定める固定の識別符号をいう。
- (3) 「パスワード」とは、ユーザー名とともにログイン認証に使用するため、サイト利用者ごとに付した可変の符号をいう。
- (4) 「不正アクセス」とは、サイトの適正な運用を妨げる行為が意図的に行われることをいう。

3. サイト利用者

本サイトを利用できる者は、8.によりユーザー登録した運航者又は機長(以下「運航者等」という。)、空港管理者並びに鳥衝突防止対策のためサイト運営者が適当と認めた者とする。

4. サイト運営者

本サイトは国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 空港安全室が運営する。

5. 利用上の制限

サイト利用者は、本サイトにより得られた情報を鳥衝突防止対策以外の目的に使用してはならない。

サイト運営者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、サイト利用者に通知せずユーザー登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正アクセスがあった場合、又は不正アクセスがあるおそれがある場合

(2) その他、本要領に違反した場合

6. サイト構成

サイト構成は以下のとおりとする。

なお、鳥衝突データベースの修正、検索、並びにCSVファイル出力は、個人情報又はサイト利用者情報保護の観点により、サイト利用者を限定した機能が含まれる。

(1) トップページ (Top)

サイト目的、利用案内、顕著な衝突事例及びサイト更新情報等の案内

(2) ニュース (News)

鳥衝突防止対策検討会、航空局及び各空港の取り組み、並びにサイト運営等の掲載

(3) 鳥衝突報告 (Report)

「鳥衝突報告要領（平成21年7月14日制定、国空用第91号）」に基づく鳥衝突又は鳥とのニアミスがあった場合の運航者等による報告

(4) 鳥衝突データベース (Database)

鳥衝突データベースの修正、検索、並びにCSVファイル出力。

(5) 統計 (Statics)

鳥衝突に関する各種統計の共有

(6) 技術資料 (Documentations)

鳥衝突防止対策に関する資料等の共有

7. サイトへの接続

サイト利用者は、自己の負担によってサイト利用者端末を用意するとともに、インターネットプロバイダーを利用して、サイト (URL: <https://bird.cab.mlit.go.jp>) に接続すること。

なお、サイトへの接続等により、サイト利用者端末にいかなる不具合が生じた場合であっても、サイト管理者はその責を負わないものとする。

8. ユーザー登録

(1) サイト利用者はサイトに接続した際のウェブ画面上の「新規登録機能」により、以下の必要事項を入力し、免責事項に同意した上で送信し、ログインに必要なユーザー名及びパスワードの指定を受けなければならない。

- ① ユーザー名【必須】※2. (2) 及び別紙による。
- ② メールアドレス【必須】
- ③ メールアドレスの公開 (任意チェック)
- ④ ホームページ (任意)
- ⑤ タイムゾーン (固定) ※初期値は (GMT+9:00)
- ⑥ パスワード【必須】※第三者が容易に類推できないこと。
- ⑦ パスワード確認【必須】
- ⑧ 当サイトの新着情報などをメールで受け取る (任意チェック)
- ⑨ 免責への同意【必須】

(2) サイト利用者は、サイト運営者が指定したユーザー名及びパスワードを厳格に管理するとともに、パスワード変更設定などにより、外部への漏洩防止に努める

ものとする。

なお、パスワードを亡失した場合は、速やかにサイト運営者へ初期パスワードの再指定を申し出るものとする。

- (3) サイト利用者は、ユーザー登録した内容に変更があった場合、又はサイト利用を廃止しようとする場合は、サイト運営者あて遅滞なくその旨申し出なければならない。

9. セキュリティ要件の遵守

サイト利用者は、以下のセキュリティ要件を遵守すること。

- (1) サイト利用者端末には、コンピューターウイルス対策ソフトをインストールし、最新の状態に維持するとともに外部記憶媒体（CD、DVD、USBメモリ等を使用する場合には、当該記憶媒体がコンピューターウイルスに感染していないことを確認したうえで使用する等、コンピューターウイルスの感染防止に留意すること。
- (2) 鳥衝突報告の際に電子ファイルを添付する場合には、事前に当該電子ファイルにコンピューターウイルスの感染がないことを確認すること。

10. 提供中止

- (1) サイトに係る設備の保守又は工事上やむを得ない場合、サイト運営者はサイトの提供を中止することができる。
- (2) サイト運営者は、前項の規定によりサイトの提供を中止しようとする場合、予めその旨をサイト利用者に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

11. 問い合わせ先

国土交通省 航空局 安全部 安全企画課 空港安全室
電話：03-5253-8111（代表）（内線49556）
E-mail: hqt-birdrep@gxb.mlit.go.jp

附則（平成23年7月4日、国空用第3号）

1. 本要領は、平成23年7月28日より適用する。
（経過措置）
2. 本要領の適用日前に登録されたユーザー名及びパスワードについては、本要領8.に基づきユーザー登録されたものとみなす。

附則（平成27年9月16日、国空安保第406号）

本改正要領は、平成27年11月12日より適用する。

附則（平成29年5月1日、国空安企第23号）

本改正要領は、平成29年5月1日より適用する。

附則（令和元年5月14日、国空安企第11号）

本改正要領は、令和元年5月14日より適用する。

(別紙)

鳥衝突情報共有サイト登録ユーザー名

(1) 運航者等

- ① 運航者略号(※)が指定された運航者等の場合
当該運航者略号+任意の数字2桁
- ② 上記以外の運航者等の場合
当該航空機の国籍記号及び登録記号

※運航者略号とは、ICAO運航者名電話略号(ICAO DESIGNATORS FOR AIRCRAFT OPERATING AGENCIES, AERONAUTICAL AUTHORITIES AND SERVICES(DOC8585)に定める電話略号)、またはAIP ENR1.10「別表1:運航者略号」に定める運航者略号をいう。

(2) 空港管理者

- ① ICAO4文字地点略号が指定された空港の場合
その所在地を示すICAO4文字地点略号+任意の数字2桁
- ② 上記以外の空港等の場合
当該空港等を識別できる名称+任意の数字2桁

(3) (1)及び(2)以外の者

サイト運営者が指定するユーザー名